

川越市一般競争入札公告 川越市公告契約第246号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条第1項の規定を踏まえ、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業を実施する民間事業者の選定について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月7日

川越市長 川 合 善 明

第1 入札に付する事項

1 事業名称

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業

2 事業場所

川越市大字鯨井1216番地ほか

3 事業概要

(1) 事業方式

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業（以下「本事業」という。）の事業方式は、PFI法に基づき、事業者が、本事業の対象となる公共施設等（以下「本施設等」という。）の設計・建設業務を行った後、市に本施設等を譲渡し、事業期間を通して本施設等の維持管理・運営業務を行う（BTO方式）。

(2) 事業期間

本契約締結の日から

平成39年3月31日まで

ただし、設計・建設期間は本契約締結日から平成24年7月31日まで、維持管理・運営期間は平成24年8月1日から平成39年3月31日までとする。

(3) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、本事業を行うことと決定された事業者（以下「選定事業者」という。）が新たに本施設等の設計、建設及び工事監理業務を行い、竣工後本施設等を市に引渡し、所有権移転のうえ本施設等の維持管理及び運営業務を遂行することを事業の範囲とする。

業務の範囲は次のとおりであるが、詳細については「要求水準書」「事業契約書（案）」等を参照すること。

ア 設計・建設業務

(ア) 設計業務

- a 各種調査
- b 基本設計
- c 実施設計
- d 設計図書の作成

(イ) 建設業務

- a 建設工事
- b 工事に伴う近隣対策等
- c 完工検査等
- d 完成図書の作成

(ウ) 工事監理業務

(エ) 備品の設置業務

(オ) その他業務

- a 各種申請及び手続等
- b 国庫補助申請補助
- c 開業準備
- d 市への本施設等の引渡し

イ 維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 備品等保守管理業務

(エ) 屋外施設保守管理業務

(オ) 一般施設環境衛生管理業務

(カ) 清掃業務

(キ) 植栽維持管理業務

- (ク) 警備業務
- (ケ) 修繕・更新業務
- ウ 運営業務
 - (ア) 総合管理業務
 - a 総合案内・広報業務
 - b 利用受付・許可・調整業務
 - c 利用料金徴収業務
 - d フロント対応業務
 - e 備品管理業務
 - f 庶務
 - (イ) 施設管理業務
 - a 温水プール管理業務
 - b トレーニング室管理業務
 - c 温浴施設管理業務
 - d 休憩室管理業務
 - e 駐車場管理業務
 - (ウ) 健康増進アドバイス業務
 - (エ) 施設における各種教室等の実施業務
 - a 要求事業
 - b 自主事業
 - (オ) 送迎バス運営業務
 - (カ) 物品販売、飲食提供業務

- (4) 入札方法
本件入札は、総合評価一般競争入札により行う。

- (5) 落札者の決定方法
市は、あらかじめ定められた評価項目及び配点等により、学識経験者等で構成する「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業PFI事業審査委員会」において審査のうえ選定された最優秀提案を基に落札者を決定する。
なお、評価項目や配点等の詳細は「落札者決定基準」による。

- (6) 予定価格
本事業の予定価格は、入札参加資格に係る審査（以下「一次審査」という。）が行われた後に公表する。ただし、入札参加資格を得た者が1者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。

- (7) 最低制限価格
最低制限価格は設けない。

第2 競争入札参加資格

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者を構成する者は、本施設等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、維持管理業務を行う者、運営業務を行う者を含むものとする。また、これらの業務を直接担当しない者で特別目的会社（以下「SPC」という。）のマネジメントを行う者等も含むことができる。なお、同一の者が複数の業務を行うことは妨げないが、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一になることは認めない。
- (2) 入札参加者を構成する者のうち、SPCに出資する者を構成員とし、そのうち1者を代表企業とすること。また、構成員以外の者（SPCから直接業務を受託し、又は請け負う者）を協力企業として位置付けること。
- (3) 建設業務を行う者及び運営業務を行う者は、入札参加者の構成員とすること。なお、建設業務を行う者及び運営業務を行う者が複数いる場合は、それぞれの業務を統括する1者は構成員となること。
- (4) 入札参加者を構成する者のうち1者以上は、川越市内に本店を有する者とする。
- (5) 入札参加者は、入札参加表明書兼誓約書の提出に当たり、必ず代表企業が手続を行うこと。
- (6) 入札参加表明書兼誓約書により参加の意思を表明した構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業以外の構成員及び協力企業の変更に關しては市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認める。
- (7) 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業にはなれない。

2 入札参加者の構成員及び協力企業の入札参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の要件を満たすこと。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (3) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 上記(4)、(5)、(6)に類似する倒産手続の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 手形交換所における取引停止処分を受けている者など経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (11) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者でないこと。または、当該アドバイザー業務に関与した者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社日本経済研究所
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 - ・株式会社現代建築研究所
- (12) 入札説明書「第 4・2・審査会の設置」に規定する川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 P F I 事業審査委員会の審査員及び審査員と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (13) 他の入札参加者の構成員及び協力企業と資本関係又は人的関係がない者であること。

※上記(11)、(12)及び(13)の資本関係又は人的関係とは次のことをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 6 条第 1 項又は民事再生法第 6 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

3 入札参加者の構成員及び協力企業の入札参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、第 2・2 の入札参加資格の他、業務ごとに次の要件を満たしていること。

(1) 設計業務を行う者

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿において「建築設計」に登載されていること。

ウ 平成 11 年 4 月 1 日以後に施設の引渡し完了したものうち、次に掲げる全ての実績を有していること。なお、この実績は、設計業務を行う者が複数の場合は、そのうちの 1 者が有すればよいものとし、設計実績については、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。

・ 25m プール以上の屋内プール施設の実施設計

- ・700 m²以上の体育館（バスケットボールが出来る規模）の実施設計
- ・延床面積 3,000 m²以上の屋内複合スポーツ施設（プール、体育館、トレーニング室等 2 種類以上の機能を持つ施設）の実施設計
- (2) 工事監理業務を行う者
上記(1)と同様の要件を満たすこと。ただし、上記 3・(1)・ウについては、工事監理業務に関する実績とする。
- (3) 建設業務を行う者
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
 - イ 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿において「建築一式工事」及び「土木一式工事」の両方に登載されており、市におけるそれぞれの格付けが A 級であること。
 - ウ 平成 11 年 4 月 1 日以後に元請として完成又は引渡し完了したものうち、次に掲げる全ての実績を有していること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る）。
 - ・25m プール以上の屋内プール施設の施工実績
 - ・700 m²以上の体育館（バスケットボールが出来る規模）の施工実績
 - ・延床面積 3,000 m²以上の屋内複合スポーツ施設（プール、体育館、トレーニング室等 2 種類以上の機能を持つ施設）の施工実績
 - エ 建設業務を行う者が複数いる場合は、そのうち当該業務を統括する 1 者が上記ア、イ及びウの要件を有すればよいものとする。ただし、その他の者も平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿に建設工事の業種として登載されているものであること。
 - オ 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (4) 維持管理業務を行う者
 - ア 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿において「維持管理業務」に登載されていること。
 - イ 平成 11 年 4 月 1 日以後に屋内プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の維持管理実績を有すること。なお、複数の者で業務に当たる場合には、そのうち 1 人以上が本実績を有していること。
- (5) 運營業務を行う者
 - ア 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿において「維持管理業務」に登載されていること。
 - イ 平成 11 年 4 月 1 日以後に屋内プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の運営実績を有すること。なお、複数の者で業務に当たる場合には、そのうち 1 人以上が本実績を有していること。
- 4 入札参加資格確認基準日
入札参加者の入札参加資格要件等の確認基準日は、一次審査における入札参加表明書兼誓約書及び入札参加資格確認申請書等を提出した日とする。

第 3 入札手続等

入札に関する手続等は以下のとおりである。なお、以下に示す開庁日とは月曜日から金曜日までを指し、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

- 1 担当窓口
本件入札手続における連絡先、提出先等の担当窓口は、特に指定がない限り次のとおりである。
担当 川越市都市計画部公園整備課なぐわし公園建設担当
住所 〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川越市役所（本庁舎 5F）
電話 049-224-5965
E-mail koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp
- 2 入札説明書等の閲覧等
本件入札への参加を希望する者に対して、入札説明書及びその他関連資料の閲覧及び参考資料の貸与を次のとおり行う。なお、入札説明書等については、参考資料を除き川越市ホームページで公表するので、必要に応じてダウンロードすること。
 - (1) 閲覧（貸与対象）期間
平成 22 年 1 月 7 日（木）から
平成 22 年 3 月 18 日（木）まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
 - (2) 閲覧（貸与）場所

第3・1の担当窓口

- (3) 参考資料
 - ・ボーリングデータ（データ）
 - ・測量図（データ）
 - ・なぐわし公園基本計画図（データ）
 - ・なぐわし公園基本計画
 - ・川越市資源化センター関連資料（立面図、外構図、工事協定書等）
 - ・消防関連資料（川越地区消防組合消防水利施工基準、梯子車の寄り付きに関する資料）
- (4) 参考資料の貸与期間
貸与した日から2日間（開庁日）。なお、午後5時までに返却すること。
- (5) 事前予約
参考資料の貸与については事前予約制とし、第3・1の担当窓口に予め連絡をし、貸与日時を予約すること。また、貸与当日においては、「入札説明書・別紙1資料貸与申込書」を市に提出すること。
- 3 入札説明書等に関する質問受付、質問回答の公表
 - (1) 入札説明書等に関する質問受付
本件入札説明書等に記載の内容に関する質問受付を次のとおり行う。
 - ア 受付期間
平成22年2月1日（月）から
平成22年2月5日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
 - イ 提出方法
質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（別紙2）」に記入のうえ、電子メールでのファイル添付もしくは、CD-Rの郵送（印刷物も添付）にて、第3・1の担当窓口に提出すること（※ファイル形式はMicrosoft Excelのこと）。なお、電子メールにて提出した際は、市から受領確認の電子メールを返信する。
 - (2) 入札説明書等に関する質問回答の公表と閲覧
本件入札説明書等に関する質問回答を、次のとおり公表する。
 - ア 公表日時
平成22年3月3日（水）
 - イ 閲覧期間
平成22年3月3日（水）から
平成22年3月18日（木）まで
開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
 - ウ 閲覧場所
第3・1の担当窓口
- 4 一次審査の申請の受付
本件入札に参加を希望する者は、入札参加表明書を含む一次審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。
 - (1) 提出日
平成22年3月19日（金）・平成22年3月23日（火）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
なお、郵送する場合は、平成22年3月23日（火）午後5時必着
 - (2) 提出方法
封筒の表に「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に係る一次審査書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
 - (3) 提出先
第3・1の担当窓口
- 5 参加資格確認の送付
一次審査の結果は書面（入札参加資格確認書）により平成22年3月26日（金）までに発送する。
- 6 二次審査の申請の受付
入札参加資格確認書を送付された入札参加者は、二次審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。なお、二次審査に関する提出書類のうち委任状（代理人）（様式Ⅱ-1-3）、入札書（様式Ⅱ-1-4）、入札書別紙（様式Ⅱ-1-5）については、入札時に持参すること。
 - (1) 提出日
平成22年4月12日（月）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

平成 22 年 4 月 13 日（火）

午前 9 時から正午まで

なお、郵送する場合は、平成 22 年 4 月 13 日（火）正午必着

(2) 提出方法

二次審査に関する提出書類は、表に「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に係る二次審査提出書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

(3) 提出先

第 3・1 の担当窓口

7 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。なお、開札は即時開札を行う。

(1) 日時 平成 22 年 4 月 13 日（火） 午後 1 時 10 分

(2) 場所 川越市役所 本庁舎 3A 会議室（本庁舎 3F）

8 プレゼンテーション

プレゼンテーションの詳細については、入札参加資格確認以降、市が入札参加者に通知する。

9 問い合わせ先

(1) 施行令、川越市契約規則に関する事 川越市財政部契約課（3F）

(2) 本件入札に係る事業内容に関する事 川越市都市計画部公園整備課（5F）

なお、上記については、川越市ホームページでも閲覧できる。

第 4 その他

1 契約手続において使用する言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 再度入札

市が「第 1・3・(6) 予定価格」により予定価格を公表しない場合で、かつ、予定価格の範囲内の入札がない場合は、市が指定する日時において再度の入札を行うことができる。当該再度入札の回数は 1 回とする。なお、予定価格を公表した際は再度入札を行わない。

3 入札保証金

免除

4 契約保証金

契約保証金は、サービス購入料（設計・建設費相当分）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス購入料（設計・建設費相当分）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の 10 分の 1 以上を預託すること。ただし、市又は選定事業者を被保険者とし、履行保証保険契約を自ら締結し、又は工事請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させた場合、市は契約保証金の納付を免除する。

5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者のした入札

(2) 入札参加表明書兼誓約書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

(3) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札

(4) 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札

(5) 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った入札

(6) 金額を訂正した入札書によって行われた入札

(7) 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札

(8) 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(9) 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(10) 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札

(11) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(12) 明らかに連合によると認められる入札

(13) 入札書別紙が同封されていない入札及び入札書別紙に不備等がある入札

(14) その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示に従わない者の入札

6 契約書作成の要否
要

7 基本協定の締結

市と落札者との間で、当該入札参加者が落札者として選定されたことを確認するとともに、本事業の実施について市と落札者が負うべき責務を定め、事業契約の締結を促進することを目的として基本協定を締結する。

8 S P C の設立

落札者は、仮契約の締結前までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に関する業務を目的とする S P C を川越市内に設立すること。

9 仮契約の締結

本件入札は、S P C との契約の締結に川越市議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約を締結し、川越市議会の議決後にこれを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。

本契約に関する議案は、平成 22 年 9 月定例会に提出する予定である。

10 予め適正な入札執行が疑われるときには、入札を延期又は中止する場合がある。

11 その他詳細な事項

本公告によるもののほか、入札について必要な事項については入札説明書による。